



令和2年度診療報酬改定説明会の開催中止について

一般社団法人広島県医師会
会長 平松 恵一

日頃より本会会務の諸事業について、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

1月25日号発刊の広島県医師会速報からご案内しておりました令和2年度診療報酬改定説明会について、国内での新型コロナウイルス感染症の流行により、同日開催予定であった中国四国厚生局の改定時集団指導が中止となったことをうけ、当会でも協議した結果、標記説明会を全面的に中止することと致しましたのでお知らせ致します。

なお、4月からの診療報酬改定は予定通り行われることから、令和2年度診療報酬改定の概要や新設・変更された主要改定項目等については、別途、会員の先生方へ説明会資料および改定診療報酬点数参考資料(白本)を送付するなどし周知させて頂きたいと考えております。

※別途、厚生局資料および説明動画(Youtube)のご案内もさせていただきます。

会員の先生方には、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

－開催中止とする令和2年度診療報酬改定説明会の日程－

【説明会】

(広島県医師会)

対象	日 時	場 所	対象地区医師会名等
病院対象	3月24日(火) 14:00~16:00	福山リーデンローズ 福山市松浜町2-1-10 (☎0849-28-1800)	福山市、尾道市、三原市、因島、世羅郡、松永沼隈地区、深安地区、府中地区、庄原市
	3月27日(金) 14:00~16:00	広島市文化交流会館(旧厚生年金会館) 広島市中区加古町3-3 (☎082-243-8488)	広島市、呉市、大竹市、安芸地区、佐伯地区、安佐、安芸高田市、山県郡、賀茂東部、東広島地区、豊田郡、竹原地区、三次地区、広島大学

対象	日 時	場 所	対象地区医師会名等
診療所対象 (有床診含む)	3月20日(金祝) 18:30~20:30	呉信用金庫ホール(旧呉市文化ホール) 呉市中央3丁目10番1号 (☎0823-25-7878)	呉市、安芸地区(島嶼部)、佐伯地区(江田島市大柿町、沖美町、能美町)、豊田郡、竹原地区
	3月24日(火) 19:00~21:00	福山リーデンローズ 福山市松浜町2-1-10 (☎0849-28-1800)	福山市、尾道市、三原市、因島、世羅郡、松永沼隈地区、深安地区、府中地区
	3月26日(木) 19:00~21:00	三次グランドホテル 三次市十日市南1-10-1 (☎0824-63-3111)	安芸高田市、三次地区、庄原市
	3月27日(金) 19:00~21:00	広島市文化交流会館(旧厚生年金会館) 広島市中区加古町3-3 (☎082-243-8488)	広島市医師会
	3月30日(月) 19:00~21:00	広島市文化交流会館(旧厚生年金会館) 広島市中区加古町3-3 (☎082-243-8488)	大竹市、安芸地区(島嶼部を除く)、佐伯地区(島嶼部を除き、宮島を含む)、安佐、山県郡、賀茂東部、東広島地区

【お問い合わせ】

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3

広島県医師会 広報保険課

TEL: 082-568-1511 / FAX: 082-568-2112

令和2年度 診療報酬改定関連書籍販売について

注文用紙

〔 広島県医師会 広報保険課 〕
FAX : 082-568-2112

薬価基準点数早見表及び医科診療報酬点数表については、前回診療報酬改定時に送付している引去り可能医療機関（老人保健施設等を除く）には各1冊ずつ送付予定です。（代金は診療報酬引去り）

なお、送付の有無は令和2年度診療報酬改定説明会開催中止案内文書に記載しますので、不要の場合は必ずご連絡をお願い致します。

書籍名	出版社	定 価	配布価格	注文冊数	発刊時期備考
			(送料・税込)		
1 薬価基準点数早見表 令和2年4月版 (※の医療機関は2冊目となりますのでご注意ください。)	社会保険研究所	3,960	2,390		3月中旬
2 医科診療報酬点数表 平成2年版4月版 (※の医療機関は2冊目となりますのでご注意ください。)		2,970	2,350		3月下旬
3 保険薬事典Plus+ 令和2年4月版		5,060	4,530		3月中旬
4 薬効・薬価リスト 令和2年度版		7,150	5,695		4月初旬
5 新明細書の記載要領 平成2年4月版		2,970	2,865		5月下旬
6 医科点数表の解釈 平成2年4月版		6,490	5,250		6月後半
7 治療薬ハンドブック2020【スマホ版アプリ付き】※1	じほう	4,840	4,420		1月発刊済
8 保険薬事典Plus+ 令和2年4月版【適応・用法付】		5,060	4,530		告示後約10日
9 薬効・薬価リスト 令和2年版		7,150	5,695		4月
10 診療所外来点数マニュアル2020		3,740	3,610		6月
11 診療点数早見表 2020年4月版	医学通信社	4,950	4,208 +送料※2		4月
12 最新 検査・画像診断事典 2020-21年版		3,080	2,618 +送料※2		5月
13 薬価・効能早見表 2020		6,160	5,236 +送料※2		4月
14 DPC点数早見表 2020年4月版		4,950	4,208 +送料※2		4月

※1 薬剤写真データおよび禁忌、副作用、適応から検索できる検索機能付きスマホ版アプリが購入者限定特典としてついています。

※2 送料は注文冊数×110円(税込)、10冊以上は1,100円固定(税込)となります。ご注意ください。

※3 発刊時期は予定です

☆全書籍、出版社より直送させていただきますのでご了承ください。なお、請求書は後日送付致します。

医療機関番号	
医療機関名	
住 所	TEL ()
支払方法	引 去 り ・ 振 込

中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の 個別指導に際して指摘される事項について

令和2年3月5日

一般社団法人広島県医師会

社会保険担当常任理事 大谷 博正

社会保険副担当常任理事 小笠原英敬

会員の先生方におかれましては、日頃より適切な保険診療・保険請求にご協力いただいておりますこと深く感謝申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、保険診療の質的向上と適正化を目的として、保険医療機関・保険医として指定・登録されたすべてを対象に個別指導が実施されているところです。

このたび、診療報酬点数表の在宅医療の項で定められている【往診料】の誤算定事例が散見していることを受け、中国四国厚生局がホームページに掲載している【平成30年度に実施した個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項】などより一部抜粋し、留意・確認事項について先生方に情報提供いたします。

つきましては、日々の保険診療・保険請求のご参考としてください。

【平成30年度に実施した個別指導において保険医療機関(医科)に 改善を求めた主な指摘事項】※P6より抜粋

5 在宅医療

(1) 在宅患者診療・指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 往診料について、定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合に算定している。

●算定のポイント

往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家へ赴き診療を行った場合に算定できるものです。

定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には往診料は算定できません。なお、このような場合には、所定の要件※1を満たせば、在宅患者訪問診療料の算定が可能となりますので、在宅患者訪問診療料の算定をご検討下さい。



往診料
720点

定期的ないし
計画的な診療
の場合には

在宅患者訪問診療料(I) 1
イ：同一建物居住者以外の場合※2
833点

※1：詳細は「医科点数表の解釈(平成30年4月版)」のP390～P402等にてご確認ください。

※2：在宅患者訪問診療料(I)「1. 在宅患者訪問診療料1」の「イ：同一建物居住者以外の場合」

広島県薬剤師国民健康保険組合の解散について《お知らせ》

広島県薬剤師国民健康保険組合は、令和2年3月31日をもって解散することになりました。これまでに賜りましたご支援やご協力に対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。つきましては、下記の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

- 1 医療費等の債権申出期限は令和2年9月末日までとなりますので、広島県国民健康保険団体連合会への請求は早めをお願いします。なお、返戻分の再提出についても同様となります。
- 2 令和2年4月1日以降、広島県薬剤師国民健康保険組合の被保険者証(保険者番号343038)は一切使用できないこととなります。当組合の被保険者であった者につきましては、新証の提出を求めてください。

令和2年3月

広島県薬剤師国民健康保険組合
広島県国民健康保険団体連合会

指定自立支援医療機関リストについて

厚生労働省では、心身に障害を持つ方に対し、障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度を設けており、各都道府県および指定都市が実施しています。

広島県が指定している自立支援医療機関のリストについては、広島県ホームページの下記ページにてファイルをダウンロードできます。

また、自施設を指定自立支援医療機関として申請する場合は、同ホームページより申請書等様式をダウンロードし、必須事項を記入のうえ、広島県担当課へ提出して下さい。

広島県指定自立支援医療制度に関するホームページ

トップページ>サイトマップ>健康・福祉>高齢者・障害者福祉等>障害者支援>から

○広島県が指定している自立支援医療機関(更生医療・育成医療・精神通院医療)のリスト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1220236669502.html>

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定申請書などの様式

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/ikuseikouseiformat.html>

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定申請書などの様式

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1239097159203.html>

この制度に関するお問い合わせ先

広島県健康福祉局障害者支援課 自立・就労グループ

TEL: 082-513-3155